

北上地区消防組合本部訓令第1号

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱を次のように定める。

平成28年2月19日

北上地区消防組合消防本部
消防長 鈴木和夫

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱
(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱

平成 28 年 2 月 19 日

消本訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、北上地区消防組合消防職員（以下「職員」という。）が消防業務に必要な大型自動車免許を取得するために要する経費を助成することにより、職員の免許取得の促進を図り、消防業務の円滑な遂行を推進することを目的とする。

(交付対象及び助成額)

第 2 条 助成金の交付対象となる資格取得等の種類及び助成額は、次のとおりとする。

資格取得等の種類	助成金額
大型自動車免許（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 3 項に規定する大型自動車免許をいう。）の取得	自動車学校の入校経費として、 10 万円

(申請及び決定)

第 3 条 助成金の交付を受けようとする者は、大型自動車免許取得助成金交付申請書（様式第 1 号）に免許取得に係る経費を証明する書類を添え、消防長に申請するものとする。

2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、必要事項を審査して助成の適否を判断し、結果を大型自動車免許取得助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。

(請求及び交付)

第 4 条 助成の決定通知を受けた者は、当該免許取得が完了したときは速やかに大型自動車免許取得助成金請求書（様式第 3 号）により消防長に請求しなければならない。

(決定の取消し等)

第 5 条 消防長は、助成金の交付決定を受けた者又は助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取消し又は既に交付した助成金の返還を求めるものとする。

- (1) 申請、請求に虚偽があったとき。
- (2) この要綱に基づき助成金の交付を受けてから 5 年以内に退職するとき。
- (3) 前 2 号のほか消防長が必要と認めるとき。

(補足)

第 6 条 この要綱に定めるほか必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

年 月 日

消防長 様

大型自動車免許取得助成金交付申請書

申請者

所属

階級

氏名



北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金申請額	10万円
2 添付書類の名称	(1) 入学許可書の写し (2) 経費を証する書類の写し (3) その他必要な書類

様式第 2 号

北消本第 号
年 月 日

所属
階級
氏名

様

大型自動車免許取得助成金交付決定通知書

北上地区消防組合消防本部
消防長



北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱第 3 条第 2 項の規定により、助成金の交付を決定したので通知する。

様式第3号

年 月 日

消防長 様

大型自動車免許取得助成金交付請求書

請求者

所属

階級

氏名

印

年 月 日付け 北消本第 号により決定通知された助成金について、北上地区消防組合消防職員大型自動車免許取得助成金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

記

1 助成金請求額	10万円
2 添付書類の名称	(1) 免許証又は修了証の写し (2) その他必要な書類
3 振込先	給与口座に同じ